

オンラインセミナー

もっと男性育休！セミナー＋相談会
—制度改正にいち早く対応—

令和6年9月27日（金）

- ・セミナー 13:30～14:40
- ・相談会 14:45～15:45

育児・介護休業法改正の
ポイントをわかりやすく
お伝えします

やまうち りか

【講師】山内社会保険労務士事務所 代表 山内 里佳 氏

(厚生労働省委託事業：中央仕事と家庭の両立支援プランナー)

労務相談、人事労務管理、労働関係法令・社会保険の各種手続き等を行う傍ら、労働関係法令、働き方改革、同一労働同一賃金、職務評価制度、パワハラ・セクハラ、女性の活躍促進、育児・介護・病気の治療と仕事の両立支援等、幅広い分野で各種セミナー講師として全国で活躍中。



第1部 専門家によるセミナー(約60分)

- ・ 令和3年改正内容の確認と令和6年育児・介護休業法の改正ポイント
- ・ 中小企業が男性育休取得を促進をするメリット
- ・ 具体的な職場マネジメントの方法
- ・ 鳥取県の企業奨励金・厚生労働省の助成金等の案内

第2部 個別相談会(約60分)

社会保険労務士等の専門家に自社への具体的なアドバイスをもらえます。
※希望者のみ(事前予約制)

※1部のみ、
または
2部のみ
ご参加も
可能です

●対象 県内中小企業の総務・人事ご担当者、経営層の方

●申込方法 令和6年9月20日（金）までに、以下のいずれかの方法でお申込みください。

方法1：とっとり電子申請システムで申請（右下QRコードよりお申込みください。）

方法2：以下の(1)から(4)の内容をメールでお送りください。

(1)参加企業・団体名 (2)参加者氏名 (3)連絡先電話番号 (4)第2部の参加有無

第2部の個別相談会ではこんな相談が受けられます！



- 男性社員が育休の時の代替要員確保はどうすれば良いの？
- 職場のフォロー体制は？業務の引き継ぎはどうする？
- 育児・介護休業法に対応した規定の整備はどうする？
- 奨励金、助成金がもらえるみたいだけどうすれば良いの？



お申込み・問合せ先



鳥取県 男性育休取得促進

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課 ☎0857-26-7647

<メール宛先> koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp



(R6.7作成)